

信州の森林づくり事業 標準単価適用区分表

	事業主体	森林所有者又は 森林所有の形態	事業実施形態	適用区分※1		
	課税区分・会計処理			A単価	B単価	C単価
市町村※3	-	市町村	市町村有林を自己の労務（直営）で事業を実施するもの	○		
			市町村有林を森林組合等に請け負わせて事業を実施するもの		○	
		個人等	市町村が自己の労務（直営）で事業を実施するもの	○		
			市町村以外の第三者に請け負わせて事業を実施するもの		○	
林業公社※4	-	林業公社（分収林）	林業公社以外の第三者に請け負わせて事業を実施するもの		○	
森林組合※5	立替金・預り金処理を行う場合※6	原則課税事業者※2	森林組合が業務を受託し、自己の労務（直営）で実施するもの			○
			森林組合が業務を受託し、第三者に請け負わせて事業を実施するもの			○
		免税事業者※2	森林組合が業務を受託し、自己の労務（直営）で実施するもの	○		
			森林組合が業務を受託し、第三者に請け負わせて事業を実施するもの		○	
	立替金・預り金処理ではなく、 収益・費用で処理する場合	-	自己の労務（直営）で事業を実施するもの			○
			第三者に請け負わせて事業を実施するもの			○
森林経営計画 作成者、 その他個人等	原則課税事業者※2	-	自己の労務（直営）で事業を実施するもの			○
			第三者に請け負わせて事業を実施するもの			○
	免税事業者※2	-	自己の労務（直営）で事業を実施するもの	○		
			第三者に請け負わせて事業を実施するもの		○	

※1 単価区分

- ・A単価・・・資材費のみ消費税相当額を加算
- ・B単価・・・直接費全額に消費税相当額を加算
- ・C単価・・・消費税相当額加算なし

※2 原則課税事業者、免税事業者

一般的な原則課税事業者と免税事業者の区分は以下のとおり。なお、個別的な事案については、税務署等に確認の上適用すること。

- ・原則課税事業者・・・基準期間における課税売上高（消費税が課税される売上高）が1,000万円を超える場合
- ・免税事業者・・・基準期間における課税売上高（消費税が課税される売上高）が1,000万円以下の場合（原則課税事業者以外の場合）

※3 市町村

市町村には財産区は含まれない。

特別会計による会計処理等により仕入税額控除の対象となる場合を除く

※4 林業公社

長野県林業公社については、通常の方法により計算される仕入税控除額について調整を行ない、補助金等の対価のない収入（特定収入）により賄われる課税仕入れ等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外している。（特例措置）

※5 森林組合

原則課税事業者を想定している

※6 預り金処理について

令和4年1月20日付け3林政経第406号林野庁林政部経営課長及び森林整備部整備課長通知による。

立替金・預り金処理を行い、受託手数料のみを消費税の課税標準とする取り扱いを行っている場合に適用するものとする。

なお、地方公共団体等（財産区含む）から委託を受けて行う森林整備事業については、受託金額全額（又は請負金額全額）が課税標準となることから、適用区分はC単価（消費税相当額加算なし）となる。

※ 消費税の取扱いについて、その他

事業主体と森林所有者及び実施形態の組合せによる一般的な消費税等の取扱いについては上表によるが、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金の仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合については、実施要領等に基づいて所定の手続きにより差額の返還等を行うこと。

上記の単価区分は標準的な取扱いであり、事業主体の課税申告の方法により異なる場合は、実態に合わせて適用するものとする。